

岐阜市結核予防費補助金交付要綱

平成 8年12月18日決裁
改正 平成11年 3月30日決裁
改正 平成12年 4月 1日決裁
改正 平成19年 4月 1日決裁
改正 平成21年10月 1日決裁
改正 令和 3年 2月15日決裁
改正 令和 4年 3月25日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、結核の早期発見・早期治療により伝染の予防を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第58条の3の規定により学校又は施設の設置者（以下「設置者」という。）が行う費用の支弁に対し、法第60条第1項の規定に基づき、市が予算の範囲内で行う岐阜市結核予防費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の内容等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、法第53条の2の規定により設置者が行う結核に係る定期の健康診断とする。

2 補助金の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）、補助基準額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする設置者は、補助対象費用の支弁をした年度の1月31日までに岐阜市結核予防費補助金交付申請書（様式）を市長に提出しなければならない。

(規則の適用除外)

第4条 補助金の交付に係る手続については、規則第15条及び第16条の規定は、適用しない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年12月18日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、改正後の岐阜市結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条関係）

補助対象費用	補助基準額	補助金の額
設置者が法第53条の2の規定により行う健康診断のために必要な報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び損害保険料）、委託費、使用料、賃借料、工事請負費、備品購入費及び公課費	<p>次の各項目の延受診者数に、該当項目ごとに市長が別に定める額を乗じて得た額の合計額</p> <p>(1) レンズカメラによる間接撮影（医療機関（保健所を除く。以下同じ。）実施）</p> <p>(2) 70mmミラーカメラによる間接撮影（医療機関実施）</p> <p>(3) 100mmミラーカメラによる間接撮影（医療機関実施）</p> <p>(4) 直接撮影又はデジタル撮影（医療機関実施）</p> <p>(5) 精密検査（医療機関実施）（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>(6) 精密検査（医療機関実施）（直接撮影を省略したものに限る。）</p> <p>(7) 喀痰検査（医療機関実施）</p>	<p>次の額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額</p> <p>(1) 補助対象費支出額</p> <p>(2) 補助基準額</p> <p>(3) 総支弁費用から寄付金その他の収入額を控除して得た額</p>

様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

設置者の住所

設置者の氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年度 岐阜市結核予防費補助金交付申請書

標記補助金について、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請金額 金 円
- 2 添付書類
- (1) 岐阜市結核予防費補助金所要額精算書（別紙1）
 - (2) 事業実績書（別紙2）
 - (3) 人員内訳（別紙3）
 - (4) 歳入歳出決算（見込）書抄本（別紙4）
 - (5) その他参考となる資料
（領収書の写し、内訳書、受診人数の詳細が分かる名簿一覧等）

岐阜市結核予防費補助金所要額精算書

(単位:円)

施設名	総事業費 (A)	収入額 (寄付金その他の収入額を含む。) (B)	差引額 ((A)-(B)) (C)	補助金対象費用の実支出額 (D)	補助基準額 (E)	選定額 ((C)、(D)及び(E)のうち最も少ない額) (F)	補助所要額 ((F)×2/3) (G)	備考
合計								

(注) 1 複数の対象施設を有する設置者は一括して申請すること。対象の学校及び施設は、全て記入すること。

2 「総事業費」(A)欄には、補助対象経費の総額を記入すること。

3 「収入額」(B)欄には、実費徴収額も含めて計上すること。

4 「補助所要額」(G)欄には、1円未満の端数を生じたときは切り捨てること。

5 「施設名」欄には、学校及び施設の名称を記入すること。

6 別紙2「事業実績書」及び別紙3「人員内訳」については、学校及び施設ごとに記入すること。

事業実績書

1 学校、施設の名称及び所在地 _____

2 結核健康診断事業実績及び所要額内訳

区 分		受診人員(人)	支出済額(円)	補助単価(円)	補助基準額(円)
健 康 診 断	X線撮影 (医療機関実施)	直接撮影(デジタル撮影)			
		レンズカメラ			
		70mmミラーカメラ			
		100mmミラーカメラ			
	精密検査(医療機関実施)	通常検査			
		直接撮影省略			
	喀痰検査(医療機関実施)				
合 計					

(注) 1 学校及び施設ごとに記入すること。

2 「受診人員」は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、大学、高等学校、専修学校又は各種学校(修業年限が1年未満のものを除く。)の学生又は生徒にあっては入学した年度の者、施設に収容されている者にあっては65歳に達する日の属する年度以降の者に限り対象とすること。

3 「支出済額」欄は、補助対象経費の実支出額を記入すること。

人 員 内 訳

1 学校、施設の名称及び所在地

2 結核健康診断受診人員内訳

区 分	対象人員(人)	受診人員(人)	受診率(%)	健 康 診 断			
				X線撮影(人)	精密検査(人) (通常検査)	精密検査(人) (直接撮影省略)	喀痰検査(人)
19歳以上の学生							
高 校 生							
施 設							
合 計							

3 定期健康診断による結核患者等の発見数

区 分	受診人員(人)	発見患者(人)	発見率(%)	発病のおそれがあると診断された者(人)	発見率(%)
19歳以上の学生					
高 校 生					
施 設					
合 計					

- (注) 1 「対象人員」は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、大学、高等学校、専修学校又は各種学校(修業年限が1年未満の者を除く。)の学生又は生徒にあっては入学した年度の者、施設に収容されている者にあっては65歳に達する日の属する年度以降となる者に限り対象とすること。
- 2 「受診人員」欄は、「2」及び「3」表の受診人員と一致すること。
したがって、医療機関で実施した全ての定期健康診断が対象となること。
- 3 受診率及び発見率は、小数点以下第2位(3位以下四捨五入)まで記入のこと。
- 4 学校及び施設ごとに記入すること。

別紙 4

年度 歳入歳出決算（見込）書抄本

歳入

科 目	決算（見込）額	備 考
		(当該事業分)

歳出

科 目	決算（見込）額	備 考
		(当該事業分)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

学校又は施設の設置者